プロジェクト項目	継続企業に関する会計基準の開発 本日の審議事項

本日の審議事項

1. 2024 年 6 月に、当委員会は、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管を行うプロジェクトの一環で「継続企業及び後発事象に関する調査研究」を公表した。この調査研究の結果を踏まえ、第 51 回企業会計基準諮問会議（2024 年 7 月 24 日開催）において継続企業に関する会計基準の開発について新規テーマとすることについて諮ったところ、第 530 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 30 日開催）において企業会計基準諮問会議から当該会計基準の開発を新規テーマとすることが提言された。

2. 前項に記載した企業会計基準諮問会議からの提言を受け、第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、継続企業に関する会計基準の開発を新規テーマとすることを決定した。

3. 第 541 回企業会計基準委員会（2025 年 2 月 17 日開催）においては、継続企業に関する会計基準の開発を次のとおり進めることとし、特段の異論は聞かれなかった。

   (1) フェーズ 1（本プロジェクトの範囲）：日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」（以下「報告第 74 号」という。）を当委員会の会計基準に移管することが優先的な課題であるため、報告第 74 号で定めている内容のうち会計に関する定めの内容を基本的にはそのまま移管する。また、継続企業の前提の評価期間の起点を「貸借対照表日」から「財務諸表の公表の承認日」へ変更するかどうか[1]については、IFRS 会計基準の取扱いも見つつ検討を行う。

   (2) フェーズ 2：継続企業の前提に関する判断基準を定めるかどうかについては、会計基準の公表後に検討を実施する。

4. その後、以下の検討を行った。

企業会計基準委員会	検討事項
第 566 回（2025 年 12 月 25 日開催）	・前項の開発方針を踏まえ、仮に報告第 74 号について継続企業の前提の評価期間

[1] 2025 年 12 月 15 日に日本公認会計士協会より、「監査基準報告書 570「継続企業」の改正について」（公開草案）が公表されており、継続企業の評価期間（12 か月）の開始日を「財務諸表の承認日」の翌日に変更するなどの変更が提案されている。

	の起点を変更せずにそのまま移管した場合の移管対象などの検討
第 572 回（2026 年 3 月 11 日開催）	・継続企業の前提の評価期間の開始日を変更せず報告第 74 号等を移管する場合の会計基準（案）を開発する方向性 ・会計基準（案）等の文案の検討
第 573 回（2026 年 3 月 26 日開催）	・継続企業の前提に関する評価期間の開始日の検討 ・継続企業の前提に関する評価期間の開始日を変更した場合の注記の検討
第 580 回（2026 年 6 月 29 日開催）	・継続企業に関する会計基準の文案の検討
第 581 回（2026 年 7 月 23 日開催）	・継続企業に関する会計基準の文案の検討 ・継続企業に関する会計基準の適用指針の文案の検討
第 582 回（2026 年 8 月 10 日開催）	・企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」における財務諸表の公表の承認日に関する定義の検討 ・継続企業に関する会計基準の文案の検討 ・継続企業に関する会計基準の適用指針の文案の検討
第 583 回（2026 年 9 月 3 日開催）	・継続企業に関する会計基準等の適用時期及び経過措置 ・企業会計基準公開草案（企業会計基準第 41 号の改正案）「後発事象に関する会計基準（案）」の文案の検討 ・継続企業に関する会計基準の文案の検討
第 584 回（2026 年 9 月 17 日開催）	・継続企業に関する会計基準の文案の検討 ・継続企業に関する会計基準の適用指針（案）の文案の検討 ・企業会計基準公開草案（企業会計基準第 41 号の改正案）「後発事象に関する会計基準（案）」の文案の検討

	・企業会計基準適用指針公開草案（企業会計基準適用指針第 35 号の改正案）「後発事象に関する会計基準の適用指針（案）」の文案の検討 ・コメントの募集及び本公開草案の概要の文案の検討

5. 本日は、これまでの審議を踏まえ、次の文案について検討を行う。

(1) 継続企業に関する会計基準の文案（審議事項(6)-2）

(2) 継続企業に関する会計基準の適用指針の文案（審議事項(6)-3）

(3) 企業会計基準公開草案（企業会計基準第 41 号の改正案）「後発事象に関する会計基準（案）」の文案（審議事項(6)-4）

(4) 企業会計基準適用指針公開草案（企業会計基準適用指針第 35 号の改正案）「後発事象に関する会計基準の適用指針（案）」の文案（審議事項(6)-5）

(5) コメントの募集及び本公開草案の概要の文案（審議事項(6)-6）

6. なお、2026 年 10 月 2 日に企業会計審議会監査部会（以下「監査部会」という。）が開催され、「監査基準の改訂について（公開草案）」に関する議論が行われた。当該監査部会における議論を踏まえ、現在審議を行っている審議事項(6)-2 から審議事項(6)-6 の文案に関する変更の要否を検討し、必要に応じて文案の修正を行っている。

以　上